

# 橋梁塗装塗替工事特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用)

第1条 本特記仕様書は、平成28年度新掛塚橋橋梁塗替工事（防護柵）に適用する。

第2条 本特記仕様書に記載のない事項については、「土木工事標準仕様書」（平成3年静岡県告示第296号）による。

## 第2章 材料

### (一般)

第3条 請負者は工事着手前に色見本を提出し、事前に監督員の承諾を得なければならない。

### (塗色)

第4条 請負者は、2層以上の下塗り塗装については、それぞれ異色の塗料を使用しなければならない。

## 第3章 施工

### (一般)

第5条 請負者は、安全性に留意し、施設に損傷を与えないように施工しなければならない。また、本橋梁の主桁に添架されている、中部電力管を損傷させないように注意して施工しなければならない。

第6条 本工事は河川上の施工となり河川法が適用されるため、出水期における吊足場等の設置は不可能である。また、ケレンかす、塗料等の飛散・落下による河川への水質汚濁に特に注意すること。

第7条 請負者は工事着手前に現況調査を実施して、塗装面積計算書、防護柵ナット取替工及び防護柵補修工に伴う数量を監督員へ提出すること。

### (足場)

第8条 請負者は、足場を設置する場合、橋梁構成部材の剛性を考慮してチェーン等の吊り下げ材料を固定しなければならない。また、橋梁添加物を利用して吊り下げ材料を固定してはならない。

### (塗装仕様)

第9条 本工事の塗装仕様は Rc - III系とし、詳細は鋼道路橋塗装・防食便覧(社)日本道路協会（平成17年12月）による。

**(塗膜厚)**

第 10 条 塗膜厚の測定は、各層終了時に行ない、測定位置については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

**(塩分測定)**

第 11 条 本工事における塩分測定位置については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

**(部材の損傷等)**

第 12 条 請負者は、施工中に、橋梁構成部材及び構造物の損傷、添架物件の異常等を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

**第 4 章 検査等**

**(段階確認)**

第 13 条 段階確認における塗膜厚測定は、測定ロットの 20%とする。なお、低入札価格調査制度に係る調査対象工事については、全数を測定する。

**(中間検査)**

第 14 条 本工事においては、ケレン終了時及び上塗り終了時に中間検査を実施する。なお、低入札価格調査制度に係る調査対象工事については、上記中間検査に加えて、別途指示する時期に実施する。